

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

現状と課題

・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

・通常の学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している状況の中、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に進めていく必要があります。

・いじめの認知件数は、近年、中学校ではほぼ横ばいを推移し、小学校では増加傾向を示しており、本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの早期発見・早期対応を図っています。今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要です。

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な取組成果

中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けて、基本調査の実施及び基本計画の策定を行うとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。また、重度の障害のある児童が在籍する市内10校において、特別支援学級への介助人材の配置を行うことで、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒の状況に応じた適切な支援体制の構築に係る取組を推進しました。

「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修会について、オンラインやGIGA端末を活用する等、開催方法を工夫して実施し、いじめ・不登校の未然防止等について理解を深めることで、児童生徒指導の充実を図りました。また、研究協力校での効果測定・検証について、協力校情報交換会を開催し、過去5年のデータに基づいた平均値と標準偏差の見直しを行うとともに、GIGA端末を活用したアンケートの実施を支援しました。さらに、1人1台端末の整備によるネットワークコミュニケーションなど現代的諸課題に対応した新エクササイズの開発を行い、いじめ・不登校の未然防止に向けた取組を推進しました。

不登校児童生徒の居場所として運営しているゆうゆう広場（適応指導教室）について、研修などの機会を利用することで、効果的に各学校の教員のゆうゆう広場（適応指導教室）に対する理解を深めるとともに、児童生徒の学校への復帰や社会的自立につながるよう、支援方法の改善について検討を進めました。

各区教育担当、学校及び教育政策室が連携して、海外帰国・外国人生徒に対する教育相談を実施し、また、日本語の初段階の児童生徒や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するため、125人分の日本語指導初期支援員の新規配置を行うことで、子どもが抱える課題に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を行えるよう、取組を推進しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
支援の必要な児童の課題改善率	94.6% (H29(2017))	93.2%	89.2%	90.9%	88.6%	95.0%以上
各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
支援の必要な児童に対する支援の未実施率	0.6% (H29(2017))	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
個別の指導計画の作成率 (小・中・高等学校)	70.0% (H28(2016))	96.0%	96.0%	94.9%	98.2%	100%
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
いじめの解消率 *	小学校	83.2% (H28(2016))	73.5%	71.8%	73.1%	70.2%	85.0%以上
	中学校	91.8% (H28(2016))	85.8%	89.0%	81.9%	76.5%	92.0%以上
いじめが解消した割合（解消した件数/認知件数×100）【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】							
いじめに関する意識*	小6	77.9% (H29(2017))	83.2%	82.5%	—	81.5%	82.0%以上
	中3	66.7% (H29(2017))	74.3%	71.9%	—	79.9%	74.0%以上
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.52% (H28(2016))	0.59%	0.72%	0.94%	1.09%	0.30%以下
	中学校	3.82% (H28(2016))	4.24%	4.62%	4.76%	4.61%	3.34%以下
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合（不登校児童生徒数/全児童生徒数×100）【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】							

*参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典元の調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。
*参考指標「いじめに関する意識」については、令和2年度は全国学力学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

主な課題

中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けて、着実に取組を進めるとともに、特別支援学級における介助支援人材の配置校数を拡充し、より充実した支援となるよう取組を進める必要があります。

「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修会について、学校の実情に合わせた研修となるよう内容や形態を工夫しながら実施する必要があります。また、現代的諸課題に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズについて、効果的に実施できるよう見直ししながら取組を進める必要があります。

「無気力、不安」、「友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」等さまざまな要因から増加傾向にある不登校児童生徒について、状況の改善を図り、社会的自立につなげられるよう、ゆうゆう広場（適応指導教室）での活動内容を社会環境の変化等を考慮しながら、改善していく必要があります。

海外帰国・外国人生徒に対する教育相談について、研修等により教員の対応能力を高めるとともに、就学期前後の切れ目ない支援・相談体制が整備されるよう、他部局と連携して研究を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

田島支援学校桜校には小中学部の肢体不自由部門があり、医療的ケアの必要な児童生徒が多く在籍し、常に命に関わる問題が起こる可能性があるにもかかわらず校長が常駐していない環境は問題だと思うため、田島支援学校の学校化を検討すべき。

不登校解消に向けて取り組みを進めたいと思う一方で、今まで子どもは学校へ行かなければ自分なりに学校との関りをシャットダウンできていたのが、GIGAによりつながってしまうことで逃げ場を失っているといった声も先生方から聞いている。

不登校についてGIGAでつながったことにより、学校に行かなくていいと考え、逆に学校から遠ざかってしまった子どもがいる一方で、GIGAにより少人数教室に行き、教室と少人数教室を繋いで同じ授業を受けるようになった子どももいる。

不登校生徒について、それぞれ家庭の問題など、おかれている状況が違うため、さまざまな選択肢を用意することが大事だと考える。

いじめ側もストレスをため込み攻撃的になりいじめに発展するのではないかと思う。いじめ側もいじめられる側も両方の子どもたちがホッとでき、わんぱくな気持ちを発散できるような夢パークのような場所を各行政区に一つずつ作っていただきたい。

今後の取組の方向性

中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室については、施設の狭あい化の解消や多様な学習内容・形態に対応できるよう教育環境の改善に向けて取組を進めます。また、医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた適切な支援を行うとともに、小・中学校の特別支援学級に在籍する重度の障害のある児童生徒に対して、外部人材を活用した介助支援人材を配置することで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っていきます。

「かわさき共生＊共育プログラム」推進担当者研修会について、各学校の実情に合わせた内容となるよう、総合教育センターの教育相談事業と連携をとりながら実施し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決につながるよう教育相談体制の充実などを進めます。また、研究協力校での新エクササイズと効果測定の検証結果を踏まえ、各学校でも円滑に取組が進められるよう支援を行います。さらに、SOSの出し方・受け止め方教育について効果的に取組が進められるよう、児童生徒実態把握アンケートを分析し、検証を進めながら導入の検討を進めます。

不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICT等を活用した学習支援や不登校特例校について調査・研究を進めます。また、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、さまざまな教育的ニーズに対応できるよう、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。

外国につながる児童生徒の学校生活への適応を支援するとともに、日本語指導体制の充実を図るなど、一人ひとりに応じた支援を推進します。

施策1	共生社会の形成に向けた支援教育の推進		
概要	<p>本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。</p>		

事務事業名	特別支援教育推進事業 ★			
担当課	支援教育課	関係課		
事業の概要	<p>「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。</p>			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	<p>特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・言語通級への担当教員の追加配置</p> <p>小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置</p> <p>個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・継続実施</p> <p>特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の状況に応じた支援の実施</p> <p>長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置</p> <p>一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における体制の整備 ・特別支援教育コーディネーターによる支援 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置</p> <p>児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 ・相談・支援の実施</p>	<p>・小・中学校への支援の実施</p> <p>・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討</p>		

実施状況

- ①特別支援学校センター的機能担当が、対象児童生徒が在籍した111校に支援を行いました。通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,285回の訪問を行いました。
- ②年3回の通級設置校長連絡会、通級企画運営会議において、国や他自治体の動向の情報提供を行うとともに、在り方検討会議を開催し、通級指導教室の課題や今後の在り方について検討を行いました。
- ③学習指導要領改定を機に、サポートノート（個別的教育支援計画）について見直しを行い、発達段階に合わせて連携しやすいように工夫しました。
- ④必修研修・希望研修については、新型コロナウイルスの影響や学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における業務の適正化等による研修の見直し等により29回実施しました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、教員の専門性の向上が効果的に図られるよう、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討を進めます。
- ⑤対象児童生徒21名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち4名を対象に自立支援を行いました。
- ⑥東横恵愛病院訪問部延べ102名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ64名の児童生徒の学習支援を実施しました。
- ⑦小学校114校、中学校51校、高等学校4校（全・定）にサポーターを配置しました。配置回数については、新型コロナウイルス感染症等の影響により19,330回となりました。
- ⑧小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については165校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については14名が実施しました。
- ⑨就学相談について、幼稚園・保育園、地域療育センター等の他機関との連携を密に行って適切に進めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施しました。
- ⑩中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組については、基本調査の実施及び基本計画の策定を行うとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。
- ⑪特別支援学級における介助支援人材については、重度の障害のある児童が在籍する市内10校において、配置を行いました。

課題と今後の取組

- ①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化について、引き続き小・中学校への支援を充実させるとともに、特別支援学校対象児童生徒の増加への対応として、県教委等の動向も見据えながら、全市的な検討をさらに進めます。
- ②令和3年度の検討を踏まえ、巡回方式による指導を新たに導入し、支援体制の強化していきます。
- ③サポートノートの改訂版について、引き続き活用促進を図ります。
- ④進学・進路についての研修を含めた各種研修を引き続き充実させるとともに、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討します。
- ⑤医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。
- ⑥入院期間の短期化に伴い、入退院を繰り返す児童生徒への学習支援の在り方を検討します。
- ⑦特別支援教育サポーターについて、支援の必要な児童生徒の状況を踏まえ、現場の実情に対応しやすい柔軟な運用方法の検討等を進めます。
- ⑧居住地校交流の充実に向けた取組の推進や特別支援学校在籍児童生徒に対する副次的な学籍について検討します。
- ⑨一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談を引き続き実施していきます。
- ⑩中央支援学校小学部大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けて、着実に取組を進めます。
- ⑪特別支援学級における介助支援人材の配置校数を拡充し、より充実した支援となるよう取組を進めます。

事務事業名	共生・共育推進事業			
担当課	教育政策室(旧：教育改革推進担当)	関係課		
事業の概要	豊かな人間関係を育む「かわさき共生*共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	各学校における年間6時間(標準)の授業の実施による「かわさき共生*共育プログラム」の推進			
	担当者研修の実施 ・年2回の継続実施			
	研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証の継続実施			
	エクササイズ集を活用した取組の実施 ・新エクササイズに対応した職員研修の充実			
実施状況				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生*共育プログラム」推進担当者研修会を、計画通り2回実施しました。オンラインによる実施やGIGA端末を活用した対応などにより、学校支援を行いました。 ②研究協力校での効果測定・検証について、研究協力校を含み、要請校内研修等を延べ41回実施しました。また、協力校情報交換会を開催し、児童生徒理解に基づく指導の重要性について研修を行うとともに、GIGA端末を活用したアンケートの実施について支援しました。 ③新エクササイズを活用した取組について、1人1台端末整備によるネットワークコミュニケーションに対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズの開発に取り組みました。 				
課題と今後の取組				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生*共育プログラム」担当者研修について、各学校の実践の支援のため、総合教育センターの教育相談事業と連携をとりながら、今後も継続していきます。また、学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。 ②GIGA端末を活用した効果測定について検証をしながら支援を継続していきます。 ③新エクササイズを活用した実践形式の研修会について、教員からの要望に応え、今後も継続していきます。また、現代的諸課題に対応したエクササイズや、SOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズについて、より効果的な取組となるよう見直しながら取組を進めます。 				

事務事業名	児童生徒支援・相談事業			
担当課	総合教育センター	関係課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	
事業の概要	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 ・スキルアップに向けた研修の実施			
	スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校への継続配置 ・学校巡回カウンセラーの全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣継続実施			
	スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもがおかれている状況に応じた支援 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化			
	多様な相談機能の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施			
実施状況				
<p>①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修をコロナ禍ではありましたが、形式を工夫し、ほぼ予定通りの回数を実施することができました。</p> <p>②スクールカウンセラーについては、市内全52の中学校に配置し、週1回、年280時間の相談を実施しました。また、12月からは高等学校にもスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実に努めました。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援については、児童支援コーディネーター研修に参加するなどして、市立学校との連携を強化しました。</p> <p>④電話相談や来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心に相談の受け入れ体制を整備し、多様な相談機能による相談支援を実施しました。</p> <p>⑤以上のように、本事業の取組については概ね予定通り実施したものの、新たにいじめの重大事案が発生するなどしたため、さらに児童生徒指導の改善に努める必要があります。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童支援コーディネーターの相談への対応能力を向上するためのスキルアップに向けた研修を精選し、実施します。</p> <p>②児童生徒や保護者に対する相談の質が向上するよう、学校巡回カウンセラーを各小学校へ月2回の計画派遣を行います。</p> <p>③スクールソーシャルワーカーについて、学校を始めとする関係機関との連携を強化することで、各家庭への支援の充実を図ります。</p> <p>④多様な相談機能による相談支援の実施について、既存の相談機能を維持継続し、関係機関への周知を徹底、強化することで、市民サービスの向上を図ります。</p> <p>⑤いじめにつきましては、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づき各学校が定めている「学校いじめ防止基本方針」により、きめ細かく子どもたちの活動の場に目を向け、早期発見、初期対応を図っていきます。</p>				

事務事業名	教育機会確保推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ・市内6か所の運営継続実施			
	子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ・継続実施			
	既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営継続実施 ・希望者に対する入学及び編入相談の充実			
実施状況				
<p>①ゆうゆう広場について、スクールカウンセラー連絡会や特別支援コーディネーター研修等を通して、学校内で相談の中心となる教職員に、効果的な利用法等について周知しました。各広場では、学校へ復帰や社会的自立に向けての準備など、個々の状況に合わせた目標に向け、より良い支援を検討しながら運営をしました。</p> <p>②市内6か所のゆうゆう広場（適応指導教室）に、通級登録人数に応じて、それぞれ2名～4名のメンタルフレンドを配置しました。メンタルフレンドは子どもたちに年齢が近い大学生等が配置されているため、子どもたちはより親近感を持って接することができ、教育相談員とは違う形での支援が可能となりました。</p> <p>③西中原中学校夜間学級について、市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①ゆうゆう広場（適応指導教室）の運営は今まで通り継続し、各広場での活動内容については、社会環境の変化等を考慮し、精選し、運営していきます。</p> <p>②メンタルフレンドについては、大学や大学院での広報活動を実施し、今年度と同数程度の人員を確保し配置していきます。</p> <p>③入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう、学校の支援体制等を維持継続し、夜間学級の充実を図ります。</p>				

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業			
担当課	教育政策室（旧：総合教育センター）	関係課		
事業の概要	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・継続実施			
	日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ・派遣の継続実施			
	帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ・継続実施			
	日本語指導のための特別の教育課程の実施 ・国際教室（日本語教室）における継続実施 ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討			
		・全小・中・特別支援学校での実施		
実施状況				
<p>①各区教育担当や学校、教育政策室で海外帰国・外国人生徒に対する教育相談を行い、日本語の初期段階の児童生徒や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、125人分の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。</p> <p>②国際教室担当者研修を5回、日本語指導非常勤講師研修を3回実施しました。</p> <p>③特別の教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいるすべての学校で実施しました。また、指導主事が配置校を訪問し、児童生徒の状況に応じた的確な日本語指導について助言を行いました。</p> <p>④希望する学校等に新たに通訳機器を40台配置し、計173台の配置となりました。また、通訳・翻訳支援業務委託により、222件の通訳者の派遣等を実施しました。</p> <p>⑤ブレスクールを全区で開催し、27組の外国人児童及び保護者が参加しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①教育相談については、研修等により職員の対応能力を高めるとともに、就学期前後の切れ目ない支援・相談体制の整備について他部局とともに研究を進めていきます。</p> <p>②日本語指導初期支援業務委託については、仕様や契約手法を精査してより効率的かつ安定的な支援につながるよう改善しながら継続していきます。</p> <p>③国際教室担当者連絡協議会等については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>④日本語指導のための特別の教育課程について、継続して実施するとともに、教員の指導力の更なる向上にむけて研修や情報提供を進めます。</p> <p>⑤通訳機器については、今後の通訳機器やアプリケーションの動向を見守りながら、ニーズに応じた配置を進めます。</p> <p>⑥ブレスクールについては、参加者のニーズを分析して回数や内容を改善しながら引き続き実施します。また、より効率的な実施手法について検討していきます。</p>				

事務事業名	就学等支援事業			
担当課	学事課	関係課		
事業の概要	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・中学生への継続及び新小学1年生 (H31 (2019) 年度入学) への実施			
	システム化による事務処理効率化 ・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施		
	特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ・継続実施			
	就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・継続実施			
	高等学校奨学金の支給による支援 ・継続実施			
	大学奨学金の貸付の実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>①新小・中学1年生 (次年度入学) への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を2,112件実施しました。</p> <p>②就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。</p> <p>③特別支援教育就学奨励費について、2,729件支給しました。</p> <p>④就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。</p> <p>⑤高校生への奨学金について学年資金を844件、入学支度金を202件支給しました。</p> <p>⑥大学奨学金における貸付による支援について、新たに6件採用しました。なお、制度のあり方については、令和2年度に現行制度を継続していくこととして整理済みです。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続し、実施していきます。</p> <p>②就学援助の申請から支給まで円滑に実施できるよう、就学援助システムを活用した事務フローについて課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>③就学事務、特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金及び大学奨学金については現状のまま継続していきます。</p>				